

「アスファルト再生骨材Ⅰ型」を支給品として計上する積算について

令和5年1月以降に告示する工事の一部において、生活道路の凍上抑制層等に使用する「アスファルト再生骨材Ⅰ型」を支給品として積算しています。(山本資材置き場から提供)

当該工事の支給品に係る積算は、以下のとおり行っています。

※「アスファルト再生骨材Ⅰ型」を支給品としない工事の積算は従来通りとなります。

- ① 直接工事費に支給品費は含めないが、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額には、支給品費に相当する材料費(対象支給品費)を含める。(赤本Ⅰ-2-②-2)

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価
項 目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注)(ト)参照)		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発成品		×	×	×
ダ ム 工 事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

② 支給品費(単価)は、下層路盤(車道・路肩部)〔施工パッケージ型積算〕において、「再生骨材(アスファルト再生骨材I型(40~0)、土場渡し)」を路盤材として選択し、路盤材のみを支給品として算出している。

支給品費(単価)の端数処理は以下のとおり。

- ・1000円以上の場合、円未満切り捨て
- ・1000円未満の場合は、少数位含め有効数字4桁とし、以降切り捨て。ただし、小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

③ 支給品費が控除された積算単価は以下のとおり算出する。

・支給品費が控除された積算単価

$$= (\text{端数調整なしの積算単価}) - (\text{端数調整なしの支給品費})$$

支給品費が控除された積算単価の端数調整は、〔施工パッケージ型積算〕を端数処理した場合の積算単価と同じ単位止め(以降切り上げ)とする。

※〔施工パッケージ型積算〕における、支給品費②及び支給品費が控除された積算単価③の算出方法については、国総研のHP「施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDF版)(解説付き)」II-7をご覧ください。

(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

④ 共通仮設費及び現場管理費の対象となる支給品費(対象支給品費)は、〔支給品費(単価)×数量〕とする。

⑤ 支給品(アスファルト再生骨材I型)の運搬費は、下層路盤(車道・路肩部)〔施工パッケージ型積算〕とは別に計上する。

⑥ 支給品(アスファルト再生骨材I型)の積込みは山本資材置き場の重機で行うため、工事費には積込費を計上しない。

赤文字：追記

【参考】

1つの1次単価表内に複数の支給品が存在する場合の端数処理は以下の通り。
(「アスファルト再生骨材I型」を支給品として計上する積算では、1次単価表内に複数の支給品を設定することは想定していません。)

[1つの1次単価表内に支給品が複数存在する場合の計算例]

	支給品費 (単価表内)	数量 (単価表内)	計
支給品 A	1,881 円	200	376,200 円
支給品 B	457.5 円	165	75,487.5 円
支給品 C	228.7 円	81	18,524.7 円
計			470,212.2 円

端数処理は有効数字4桁とし、以降切り上げとする。

各支給品を合計した470,212.2円を端数処理して470,300円